

労働災害（労災）発生時のお手続きについて

- ◇ 労災事故が発生した場合には、医療機関に労災である旨を伝えて治療を受け、速やかに弊会にご連絡ください。
- ◇ 日本国内の工事現場が対象です。（日本国外は対象外です。）
- ◇ 不正請求防止のため、あらためてご本人確認書類を提出していただいたうえ、お手続きをいたします。

◆手続き費用◆

労災発生時の手続き費用は、原則無料です。なお、退会された場合、退会した翌年度以降も加入中に発生した労災に関する手続きを引き続き弊会に依頼する場合には、その費用として年会費を納入いただきます。

◆補償の対象となる範囲◆

業務災害または通勤災害を被った場合のうち、一定の要件を満たすときに労災保険から給付が行なわれます。

① 業務災害

保険給付の対象となる災害は、一定の業務（業務遂行性）を行っていた場合に限られています。
次に該当する場合に保険給付を受けることができます。

- 請負契約に直接必要な行為を行なう場合
- 請負工事現場における作業およびこれに直接附帯する行為を行なう場合
- 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行なう場合
- 請負工事に関する機械や製品を運搬する作業（手工具類程度のもを携帯して通勤する場合を除く）およびこれに直接附帯する行為を行なう場合
- 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行なう場合

② 通勤災害

通勤災害については、一般の労働者と同様に取り扱われます。

◆保険給付・特別支給金の種類について◆

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合には、所定の保険給付が行なわれるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

保険給付の種類	支給事由
療養補償 療養給付	業務災害または通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合
休業補償 休業給付	業務災害または通勤災害による傷病による療養のため労働することができない日が4日以上となった場合
障害補償 障害給付	〈障害(補償)年金〉業務災害または通勤災害による傷病が治った後に、障害等級第1級から第7級に該当する障害が残った場合 〈障害(補償)一時金〉第8級から第14級に該当する障害が残った場合
傷病補償 傷病年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過しても治らず、傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合
遺族補償 遺族給付	〈遺族(補償)年金〉業務災害または通勤災害により死亡した場合(年金額は遺族の人数に応じて異なります) 〈遺族(補償)一時金〉①遺族(補償)年金を受給資格をもつ遺族がいない場合②遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受ける方がいない場合で、すでに支給された年金の合計額が基礎給付基礎日額の1000日分に満たない場合
葬祭料 葬祭給付	業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行なう場合
介護補償 介護給付	業務災害または通勤災害により、障害(補償)年金または傷病(補償)年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合

その他のお手続きについて

◆業務内容が変わった場合・除染作業を行なう場合◆

業務内容が変わった場合や、除染の業務（東日本大震災の復興・復旧のための除染作業）につく場合には、業務内容に変更があった旨の届出が必要です。弊会までご連絡ください。

◆住所や氏名が変わった場合◆

弊会にご連絡のうえ、新住所が記載された公的機関が発行した証明書（運転免許証や在留カード等）のコピー等を送付ください。登録の変更をいたします。

弊会管轄区域（関東地区一都六県と山梨県、長野県、静岡県）外に転居された場合は、弊会での加入の対象外となります。労災の申請ができなくなる場合もありますので、速やかにご連絡をお願いいたします。

◆会員証を紛失した場合◆

会員証の再発行（有料）を希望される場合には、弊会にご連絡ください。会員証を紛失しても労災に加入していることに変わりありません。（労災事故発生の場合には会員証がなくても補償の対象となります。）

◆一人親方ではなくなった場合◆

一人親方を廃業、企業に就職、従業員を雇用して中小事業主となった等、一人親方労災が不要になった場合には、弊会にご連絡ください。退会届を提出していただき、中途退会のお手続きをいたします。3月までの残月分の労働保険料を返金いたします。（会員証の返却をお願いいたします。）